



**JASDAQ**

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

シライ電子工業株式会社  
代表取締役社長 小島 甚昭  
(コード番号：6658)  
問い合わせ先： 取締役 経営管理担当  
亀井 正巳  
電話番号：075-861-8100

### 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について一部改定することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。  
なお、改定箇所につきましては下線で表示しております。

#### 記

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の 4 つの項目を掲げております。  
(1) 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮  
(2) 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立  
(3) 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築  
(4) ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実  
取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制  
当社は、定例の取締役会を毎月 1 回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月 1 回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。  
各部門長は、各職務分掌に基づき業務運営計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社と当社との情報管理体制を整備する。  
(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理体制を整備し、定期的に取締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。  
(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定期的に取締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の主管部門が適切な指導を行う。  
(ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上補助者を選任し、その補助者は監査役の指示がある場合はその指示に従う。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査役に相談し意見を求める。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制  
(イ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。  
(ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
監査役を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取り扱いを行わないことを取り決め遵守する。
- ⑩ 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役等の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。
- ⑪ その他当社の監査役等の監査が実効的に行われることを確保する体制  
(1) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。  
(2) 監査役と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
(1) 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。  
(2) 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。  
(3) 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。

(4) 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

以 上